

通所リハビリテーションサービス
介護予防通所リハビリテーションサービス

利用契約書及び重要事項説明書

五反田リハビリテーション病院
通所リハビリテーション

利用契約書

利用者	様
事業者	五反田リハビリテーション病院

通所リハビリテーションサービス又は介護予防通所リハビリテーションサービスを利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようサービスを提供します。

(契約期間)

第2条 本契約の有効期間は、本契約締結日から要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 本契約の有効期間満了の1ヶ月前までに、利用者から契約終了の申し出がなく、かつ利用者が要介護認定の更新をした場合には、本契約は要介護認定の更新後の有効期間が満了する日まで、同一の内容で自動更新されるものとし、その後も同様とします。

(サービス計画の作成・変更)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」又は「介護予防サービス計画」(以下「ケアプラン」という。)に沿って「通所リハビリテーション計画」(以下「サービス計画」という。)を作成します。

2 事業者は、利用者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、「通所リハビリテーションサービス」または「介護予防通所リハビリテーションサービス」の目標を設定し、前項に規定する「サービス計画」に基づき計画的に行います。

3 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「ケアプラン」の範囲内で可能な場合は、速やかに「サービス計画」の変更等の対応を行います。

4 事業者は、「サービス計画」の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得ます。

(サービスの内容及びその提供)

第4条 利用者が提供を受けるサービス内容は、「重要事項説明書」(以下「説明書」という。)に定めたとおりです。

2 事業者は、「説明書」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明し、同意を得ます。

3 事業者のサービス従業員は利用者に対し、「サービス計画」に沿って、「説明書」に定めた内容のサービスを提供します。

4 事業者は、サービスを提供した際には、利用者の状態、サービスの内容について「通所リハビリテーション報告書」又は「介護予防通所リハビリテーション報告書」を作成し、1ヵ月ごとに症状の経過等について「通所リハビリテーション報告書」又は「介護予防通所リハビリテーション報告書」を作成して、主治医に提出します。

5 事業者は、サービスの提供記録を、この契約終了後 2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。複写物を希望される利用者には、費用を請求します。

6 事業者は、サービスの提供記録を開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことができることとします。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- (2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(緊急時の対応)

第5条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(居宅介護支援事業者との連携)

第6条 事業者は、「通所リハビリテーションサービス」又は「介護予防通所リハビリテーションサービス」の提供にあたり、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は介護予防支援事業者から委託を受けた居宅介護支援事業者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)及び保険医療サービス、福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めます。

2 事業者は、利用者が「ケアプラン」の変更を希望する場合には、速やかに「居宅介護支援事業者等」への連絡調整等の援助を行います。

(個人情報保護・秘密保持)

第7条 事業者及び事業者が使用する者は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、これを適切に管理することに努めます。

(1) 個人情報の収集・利用・提供

個人情報を保護・管理する体制を確立し適切な個人情報の収集、利用及び提供に関する内部規則（個人情報保護規定）を定め、これを遵守します。

(2) 個人情報の安全対策

個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。

(3) 個人情報の確認・訂正・利用停止

当該本人（利用者）等から、内容の確認・訂正・あるいは利用停止を求められた場合には、内部規則により適切に対応します。

(4) 個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

(5) 教育及び継続的改善

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

(6) 問い合わせ窓口

事業者は、個人情報に関する問い合わせの窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

2 事業者及び事業者が使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後及び従事した職員の退職後も同様とします。

3 前項の規定にかかわらず、事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

4 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第8条 事業者は、サービス提供にあたって故意又は過失により、利用者の生命・心身・財産に障害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が生じた場合
- (4) 利用者が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

3 事業者は、利用者に故意又は過失が認められ、事業者が損害を被った場合、利用者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

(利用者負担金及びその変更)

第9条 利用者は、サービスの対価として「説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。

2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。その際には、事業者は利用者に説明します。

3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。

4 事業者が、前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1ヶ月前までに文書により説明します。

(利用者負担金の支払い)

第10条 サービスが介護保険の適用を受ける場合には、自己負担割合に応じたサービス費をお支払いいただきます。

2 サービスが介護保険の給付の範囲を超えた場合には、超えた部分についてサービス費全額（10割）をお支払いいただきます。

3 保険料の滞納などにより、サービス費の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

4 事業者は、当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月末までに利用者に請求し、原則口座引き落としにてお支払いいただきます。

(利用者負担金の滞納)

第11条 利用者が、正当な理由なく利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は文書により、10日以上を期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をした場合は、事業者は「ケアプラン」を作成した「居宅介護支援事業者等」と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「ケアプラン」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。

3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解除することができます。

4 事業者は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

(利用者の解約権)

第12条 利用者は事業者に対して、契約終了の2営業日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
- (2) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

(事業者の解約権)

第13条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 第11条による場合
- (3) 利用者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者が、1ヶ月の猶予期間を定めた文書による改善要求を行ったにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者・家族及びその関係者の行為により、事業運営に著しい障害が発生する恐れがあると事業者が認めた場合

(契約の終了)

第14条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）と認定されたとき
- (2) 利用者の所在が、2週間以上不明になったとき
- (3) 第11条、第12条又は第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (4) 3ヶ月以上連続してサービスの利用がなく、且つ再開の見込みがない場合

(契約終了時の援助)

第15条 契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ「居宅介護支援事業者等」に対する情報の提供並びにその他の保険医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

(苦情対応)

第16条 事業者は、利用者からの通所リハビリテーションに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

2 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(利用者代理人)

第17条 利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じる場合は、あらかじめ選任した代理人を持って行わせることができます。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

(協議事項)

第20条 この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者がお互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名または押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

五反田リハビリテーション病院

指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書

年 月 日

1. 事業の目的と運営方針

心身機能の低下がある方に対して、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、適正な指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とします。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

(1) 概要

事業所名	五反田リハビリテーション病院 通所リハビリテーション
指定番号	1310970616
所在地	東京都品川区西五反田8-8-20
管理者氏名	病院長 坂本 裕彦
医師	石川卓志、喜多村孝幸、伊藤正一、横田淳
電話番号	03-3779-8820
サービスを提供する地域	送迎を利用する場合のみ当院から半径4km圏内 品川区：東五反田、西五反田、荏原、旗の台、二葉、中延、東中延、西中延、豊町、広町、大崎、上大崎、小山、小山台、平塚、戸越、北品川、西品川、東品川、南品川、大井、東大井、西大井、南大井、勝島、八潮 目黒区：目黒、下目黒、目黒本町、洗足、三田、原町、中目黒、上目黒、中町五本木、祐天寺、中央町、南、碑文谷、鷹番、平町、大岡山、中根 青葉台1～3丁目、東山1～2丁目、緑が丘1丁目、柿の木坂1～2丁目 港 区：高輪、白金台、白金、港南、三田、南麻布、元麻布、芝浦、芝3～5丁目海岸3丁目、西麻布2～4丁目、麻布十番2～4丁目、南青山7丁目 大田区：山王、北馬込、東馬込、中馬込、西馬込、南千束、上池台、北千束、大森北1～2丁目、南馬込1～5丁目、仲池上1丁目、石川町1丁目、東雪谷1～4丁目 渋谷区：恵比寿、広尾、東、恵比寿南、恵比寿西、渋谷3丁目、代官山町、鉢山町、猿樂町、鶯谷、桜丘町 世田谷区：池尻1丁目、下馬1.4.5.6丁目、野沢3丁目 ※送迎を利用しない場合、距離は問わない
営業日	月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始は除く）
営業時間	午前8時30分～午後17時00分
サービス提供時間	1 部：午後13時30分～午後14時50分 2 部：午後15時00分～午後16時20分

(2) 職員体制

	資格	常勤専従	常勤非専従	非常勤専従	非常勤非専従
管理者	病院長		1名		
従事者	医師		4名以上		
	理学療法士		3名以上		
	作業療法士		2名以上		
	言語聴覚士		0名以上		

(3) 職務内容

(1) 管理者（病院長）

従事者及び、業務の管理を一元的に行います。

(2) 理学療法士・作業療法士

利用者の状況に応じ、介護保険にて対応致します。

利用者に対して心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するためのリハビリテーションを行います。

3. サービス内容

指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション

- ① 病状、障害の観察
- ② 生活環境への適応
- ③ 廃用症候群の予防
- ④ 基本動作能力の維持・回復
- ⑤ 日常生活活動の維持・回復
- ⑥ 対人・社会交流の維持・拡大
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- ⑧ 日常生活の自立に向けての指導
- ⑨ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

4. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 目標達成後は社会参加への移行を勧めていきます。
- ② 職員に対する金品や贈り物・飲食物はお受けできません。
- ③ 非常災害により、通所リハビリの実施が困難となる場合もございますので、ご了承下さい。
- ④ 約1ヶ月以上サービスの利用を中止された場合、再開時に通所スケジュール（回数、時間等）が変更になる場合もございますので、ご了承下さい。
- ⑤ 利用開始・再開にあたり当院を受診し、通所リハビリテーション指示書の発行が必要です。

1ヶ月毎（開始から6ヶ月以内）・3ヶ月毎（開始から6ヶ月以降）に当院への受診が必要となります。

- ⑥ サービス時間外の損害・損失に関しては責任を負いかねますので、ご了承下さい。
- ⑦ 万が一、職員に対してハラスメントがあった場合、解約させて頂く場合がございます。
また、職員よりハラスメントがあった場合には下記の当院相談窓口までご連絡をお願い致します。
- ⑧ 金銭・貴重品の管理については、利用者管理とし、当事業所での管理は致しかねます。
紛失・盗難に関しては責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ⑨ 本サービスの利用期間は、原則として12ヶ月間を上限とします。

5. 緊急時の対応

利用者の病状に急変が生じた場合、速やかに主治医に連絡をとるなどの措置を講じます。

6. 事故発生時の対応

通所リハビリの提供により事故が発生した場合には、市区町村・家族・居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者又は介護予防支援事業者から委託を受けた居宅介護支援事業者等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 秘密保持・個人情報保護について

業務上知り得た利用者及び、家族に関する秘密は、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

但し、事業所がサービス担当者会議などにおいて、個人情報を用いることの同意をお願い致します。利用者及び家族に関する個人情報については、個人情報保護に関する内部規則（個人情報保護規定）を定め、これを遵守します。

8. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための情報管理規程や個人情報保護規定を作成し、職員教育を行います。

9. 身体拘束の廃止

どのような状況下でも、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

10. 損害賠償責任について

損害賠償金の支払いは、事業者に故意または過失が存在する場合に限られます。

また、損害賠償金が支払われる場合であっても、利用者に過失が認められる場合には、損害賠償が減額されることになります。

11. 送迎について

送迎は外部業者（介護タクシーOPAL）に委託しています。

送迎中の事故等について、当院は責任を負いかねますのでご了承下さい。

12. 虐待防止について

虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応を行うため、次に掲げる措置を講じております。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会の開催やスタッフの研修を定期的に行っております。
- ②虐待および虐待と疑われる事象を発見した場合、速やかに市区町村に通報致します。
- ③虐待に関する相談がある場合は、下記当院の窓口までお問い合わせ下さい。

○ 虐待に関する窓口

窓 口	担当者	連絡先
五反田リハビリテーション病院	リハビリテーション科 課長 山田 学	03-3779-8820 (代表)
お住まいの区の相談窓口へ		

○ サービス内容に関する相談・苦情およびハラスメント窓口

窓 口	担当者	連絡先
五反田リハビリテーション病院	リハビリテーション科 課長 山田 学	03-3779-8820 (代表)
東京都国民健康保険団体連合会	介護相談指導課	03-6238-0177
市町村介護保険相談窓口	品川区高齢者福祉課 支援調整係	03-5742-6728

○ 利用料金について

(1) 基本料金

通所リハビリテーション費(要介護者)/1日につき 所要時間1時間以上2時間未満の場合(通常規模型)

介護度	単位
要介護1	369
要介護2	398
要介護3	429
要介護4	458
要介護5	491

【加算料金】

項目	算定頻度	単位数
退院時共同指導加算	初回のみ	600
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院日から3ヶ月以内 1日につき	110
リハビリテーションマネジメント加算(ロ・Ⅰ)	1月につき 6ヶ月以内の期間	593
リハビリテーションマネジメント加算(ロ・Ⅱ)	1月につき 6ヶ月超の期間	273
リハビリテーションマネジメント加算(ハ・Ⅰ)	1月につき 6ヶ月以内の期間	793
リハビリテーションマネジメント加算(ハ・Ⅱ)	1月につき 6ヶ月超の期間	473
リハビリテーション計画を医師が説明した場合	1月につき	270
科学的介護推進体制加算	1月につき	40
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1月につき 6ヶ月以内の期間	1250
理学療法士等体制強化加算	1日につき	30
移行支援加算	1日につき	12
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1回につき	6
栄養アセスメント加算	1月につき	50
栄養改善加算	1回につき (月2回限度)	200

【減算料金】

業務継続計画未策定減算	1回につき	1/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	1件につき	1/100
送迎未実施減算	1件につき	片道につき -47単位

介護予防通所リハビリテーション費(要支援者)/1月につき

所要時間1時間以上2時間未満の場合(通常規模型)

介護度	単位
要支援1	2268
要支援2	4228

【加算料金】

		単位数
退院時共同指導加算	初回のみ	600
科学的介護推進体制加算	1月につき	40
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1月につき	562
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 要支援Ⅰ	1月につき	24
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 要支援Ⅱ	1月につき	48
栄養アセスメント加算	1月につき	50
栄養改善加算	1月につき	200

【減算料金】

業務継続計画未策定減算	1回につき	1/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	1件につき	1/100

五反田リハビリテーション病院 通所リハビリテーション

※ 料金は、1単位の単価を11.1円として計算した額です。

(2) その他料金

- ・日常生活上必要な物品は実費負担とする。
- ・交通費、キャンセル費は頂きません。

改訂：2025.6.1

2026.5.13

年 月 日

通所リハビリテーションサービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

《事業所》

事業所所在地 東京都品川区西五反田8丁目8-20

事業所名 五反田リハビリテーション病院 通所リハビリテーション
(事業所番号 1310970616)

管理者名 病院長 坂本 裕彦

年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所リハビリテーションサービスについて重要事項の説明を受けました。

《利用者》

住 所

氏 名

《利用者代理人（選任した場合）》

住 所

氏 名 (続柄)

